

# 保育所に入所できない場合の育児休業給付金支給対象期間の延長についてのご案内

## 1 育児休業延長制度の概要

育児休業給付金は、1歳に満たない子を養育するために育児休業を取得するときに、1歳の誕生日の前々日まで支給されますが、職場に復帰するため、保育所に入所を希望し申込みをしているが、入所できない等の一定の要件を満たした場合には、最長1歳6か月の誕生日の前々日までを限度として支給対象期間を延長することができます。

## 2 保育所に入所できないことを事由とする延長対象の要件

育児休業の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、その子の1歳の誕生日において、当面その実施が行われない場合に延長対象要件に該当します。

上記の条件を満たすためには、次の①及び②を満たすことが必要です。

- ① 保育所(無認可保育施設は含まれません。)への入所申込みを1歳の誕生日以前に行っていること。
- ② 入所希望日(利用開始日)は1歳の誕生日以前であること。

## 3 延長対象となる事例

### 重要!! POINT ①

- ★ 市区町村に保育所の入所申込みに行ったところ、各月の1日、11日、21日が利用開始日であった。10月29日誕生日のため10月21日からの入所申込みを行ったが、定員超過のため入所ができなかった。
- ※ 市区町村により入所申込みの時期や提出期限が異なります。利用開始日は1歳の誕生日以前とする必要があります。本事例は、1歳の誕生日以前の10月21日の入所申込みのため延長対象となります。(同様の事例で延長対象とならない「4 延長対象とならない事例」もご参照ください。)

## 4 延長対象とならない事例

### 重要!! POINT ②

- ★ 市区町村に問い合わせをしたところ、途中入所は難しい状況又は定員超過のため次回の入所は困難であると説明を受け、入所申込みを行わなかった場合。
- ★ 保育所への入所希望日(利用開始日)が、1歳の誕生日の翌日以降となっている場合。
- ※ 市区町村により入所申込みの時期や提出期限が異なります。各月1日、11日、21日の利用開始日でなければ入所申込みの受付ができない市区町村で、10月29日誕生日のため11月1日の利用開始日を希望した場合は、利用開始日が1歳の誕生日以前でないため、給付金の延長対象とならないのでご注意ください。(延長対象となる「3 延長対象となる事例」もご参照ください。)

## 5 延長給付の手続き方法

- ★ 市区町村が発行した「保育所の入所不承諾通知書」や「利用調整結果通知書(保留)」(市区町村により名称が異なります)等、1歳の誕生日において保育所にて保育が実施されない事実を証明することができる書類を以下の①または②の申請時に持参してください。
  - ① 延長する期間の直前の支給対象期間の支給申請時。ただし1歳の誕生日の前日以降の申請時に限ります。
  - ② 1歳の誕生日の前日を含む延長後の支給対象期間の支給申請時。

**2歳の誕生日の前々日までの延長を要する場合は、1歳6か月の前々日までの延長時と同様に延長対象の要件確認が別途必要です。**

※ ご不明な点は、事業所管轄のハローワークにお問合わせください。



# 雇用保険の被保険者となっていない事業所での就業も申告が必要です

育児休業給付金制度では、就業日数（時間）の算定にあたっては、**雇用保険の被保険者となっていない事業所で就業している日数（時間）も含まれます。**

なお、育児休業期間を対象として支払われた賃金の算定にあたっては、**雇用保険の被保険者となっていない事業所から支払われた賃金は含まれません。**

様式第33号の5の2（第101条の13関係）（第1項）  
育児休業給付金支給申請書  
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

1. 被保険者番号  
2. 資格取得年月日  
3. 育児休業開始年月日  
4. 支給単位期間その1（初日）  
5. 就業日数  
6. 就業時間  
7. 支払われた賃金額  
8. 支給単位期間その2（初日）  
9. 就業日数  
10. 就業時間  
11. 支払われた賃金額  
12. 最終支給単位期間（初日）  
13. 就業日数  
14. 就業時間  
15. 支払われた賃金額  
16. 標準賃率年月日  
17. 給付対象となる期間の延長事由一経緯  
18. 配偶者  
19. 配偶者の被保険者種別  
20. 次回支給申請年月日  
21. 届出種別  
22. 未支給区分

雇用保険の被保険者となっていない事業所での就業も含まれます。

雇用保険の被保険者となっていない事業所からの賃金は含まれません。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

## 育児休業給付金の支給対象期間延長について 『保育が実施されない場合』の相談事例をご確認ください

育児休業給付金の支給対象期間延長の対象は、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し申し込みをしたが、子の1歳に達する日の翌日（誕生日）に入所できない場合に限定されます。

以下の2つが要件となりますので、ご注意ください。

1. 市区町村等で保育所等の入所申し込みを行う
2. 入所申し込み時に  
入所希望日を1歳の誕生日以前とする

例えば、令和3年10月1日生まれの子の場合、1歳の誕生日である令和4年10月1日までの日を入所希望日として申し込む必要があります。

- 入所可能か市区町村に問い合わせをするだけでは支給対象期間延長はできません。入所の申し込みが必要です。
- 入所申し込みの際に、入所希望日を1歳の誕生日の翌日以降とした場合は、支給対象期間延長はできません。ただし、例外として、支給対象期間延長が認められる場合があります。

**詳しい事例は裏面をご確認ください。**

- 1歳6か月から2歳までの延長要件の確認も同様に行います。



都道府県労働局・ハローワーク

## ご相談の多い事例

### 事例①

入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、申し込みを行わなかった場合

**支給対象期間延長は認められません。**

ただし、入所申し込み受け付けができないとされた理由が、以下のような場合は、申し込みを行えなかった旨の疎明書をもって対応できることがあります。

- 子が病気や障害により特別な配慮が必要で、市町村から保育体制が整備されていない等の理由により、入所申し込み受け付けができないとされた場合

### 事例②

入所希望日を子の1歳の誕生日の翌日以降として申し込みを行った場合

**原則、支給対象期間の延長は認められません。**

ただし、以下のような場合は、延長が認められる場合があります。

- 申し込みの時点で誕生日までの入所が締め切られていた場合

例) 令和3年2月1日生まれの子について、令和4年2月1日からの入所を希望して申し込もうとしたが、既に締め切られていたため、令和4年3月1日を入所希望日として申し込んだ場合

- 空きがなく申し込みを受け付けていなかった場合で、申し込み可能な最短の入所希望日で申し込みを行った場合

例) 令和3年9月15日生まれの子について、令和4年9月1日からの入所を希望していたが、募集がなかったため、令和4年10月1日を入所希望日として申し込んだ場合

## 保育が実施されないことの証明

保育が実施されないことの確認は、原則として「市区町村が発行した保育所等の入所保留の通知書など当面保育所等において保育が行われない事実を証明することができる書類」で行います。

上記書類を市区町村が発行することが困難な場合は、被保険者の疎明書をもって対応できることがあります。

詳しくは、事業所の所在地を管轄するハローワークにご相談ください。